

# 沿革・東京大学社会科学研究所規則

## 沿革

東京大学社会科学研究所は、社会科学に関する総合研究、即ち、広く世界各国の法律、政治、経済に関する正確な資料を組織的に収集調査し、厳密に科学的な方法に基づいて理論的並びに実証的な比較研究を行うことを目的として、1946年8月24日勅令第394号「社会科学研究所官制」をもって東京帝国大学に附置されたが、その後、1949年5月31日法律第150号「国立学校設置法」第4条に基づくものとされ、同時に上記の官制は廃止されて今日に及んでいる。

本研究は、創立当初は14部門よりなる計画であったが、創立と同時に5部門をもって発足した。1951年までに3回にわたって都合6部門が増設されたが、その後15年間11部門のままにとどまり、1965年によやく1部門が追加され、計12部門となった。しかし、世界各国の総合的比較研究という本研究設置以来の基本構想を實現し、その本来の任務を遂行するためには、旧来の部

門構成では明らかに不十分かつ不適當であり、とくに近年ますます法律、政治、経済の領域における国際諸関係が緊密化してきたため、外国地域研究部門を急速に増大し、基礎研究部門と地域研究部門とを一本化して拡充してゆくことが、緊急な学問的要請となってきた。そのため1964年12月以降、東京大学総合計画委員会は、社会科学研究所拡充改組の問題を全学的見地から取り上げて検討し、12回にわたって開催された専門委員会における審議の結果、1966年2月、外国地域研究部門の拡大強化を軸とする社会科学研究所拡充改組案が承認され、東京大学評議会の議をへて、1967年度以降の東京大学の概算要求のうちに組み入れられ、その早期の實現を期することになった。この線にそって1967年度から部門の改組がすすめられるとともに、1967年に1部門、68年に2部門、69年に1部門、73年に1部門が追加され、現在、本研究は基礎研究部門8、地域研究部門9の計17部門から構成されている。その名称および設置の時期はつきのごとくである。

現 部 門	旧 部 門	設 立 年 月 日
<b>基礎研究部門</b>		
私 法	本 邦 私 法	1951年4月1日
公 法	本 邦 公 法	1946年8月24日
社会法		1969年4月1日
政 治	本 邦 内 政	1946年8月24日
農 業	本 邦 経 済 産 業	1946年8月24日
工 業		1973年4月1日
財政金融	本 邦 財 政 金 融	1949年1月23日
労 働	本 邦 社 会 調 査	1950年4月1日
<b>地域研究部門</b>		
ヨーロッパ圏法律	イギリス(並びに自治領)	1946年8月24日
ヨーロッパ圏政治	ドイツ(並びに中欧・北欧諸国)	1965年4月1日
ヨーロッパ圏経済第一(イギリス)		1968年4月1日
ヨーロッパ圏経済第二(大陸)	フランス(並びに西欧・南欧諸国)	1951年4月1日
アメリカ圏政治	アメリカ(合衆国並びに米州諸国)	1946年8月24日
アメリカ圏経済		1967年6月1日
社会主義圏法律		1968年4月1日
社会主義圏政治	ソ連邦(並びに東欧諸国)	1949年1月23日
社会主義圏経済	中国(並びに朝鮮)	1951年4月1日

上記の拡充改組案はなお進行中であるが、そこに予定されていないが現在までなお実現にいたっていない部門は以下のごとくである。

地域研究部門のうちアメリカ圏法律——旧アメリカより分離新設——

拡充改組案の完全実現のさいには、本研究所は、基礎研究部門8、地域研究部門10より構成されることになるが、この他に客員部門4をもち、さらに附属研究施設として社会科学資料文献センターを有するものとなるはずである。

なお、現在各部門には、教授、併任教授、助教授、講師、助手および事務職員が配置されているが、それらについては別項の記載にゆずり、本研究所開設以来歴代の所長名と在任期間とをあげれば、下記の通りである。

(1976年12月31日現在)

	在 職 期 間
教授 矢内原 忠 雄	1946年8月24日~49年6月30日
同 宇 野 弘 蔵	1949年7月1日~52年1月31日
同 鵜 飼 信 成	1952年2月1日~53年3月18日
同 有 泉 亨 (事務取扱)	1953年3月19日~53年5月12日
同 山之内 一 郎	1953年5月13日~55年5月16日
同 有 泉 亨	1955年5月17日~57年2月15日
同 内 田 力 蔵	1957年2月16日~60年3月31日
同 高 橋 幸八郎 (八郎右衛門)	1960年4月1日~64年3月31日
同 有 泉 亨	1964年4月1日~66年3月31日
同 高 橋 幸八郎	1966年4月1日~68年3月31日
同 加 藤 俊 彦	1968年4月1日~68年11月13日
同 氏 原 正治郎 (事務取扱)	1968年11月14日~69年2月21日
同 氏 原 正治郎	1969年2月22日~70年3月13日
同 潮 見 俊 隆	1970年3月14日~72年3月13日
同 高 柳 信 一	1972年3月14日~74年3月13日
同 渡 辺 洋 三	1974年3月14日~76年3月13日
同 岡 田 与 好	1976年3月14日~在任中

## 東京大学社会科学研究所規則

(昭37.10.16制定 昭39.5.19改正  
昭40.5.18改正 昭42.9.19改正  
昭43.12.17改正 昭44.7.15改正  
昭48.5.15改正)

(目的)

第1条 東京大学社会科学研究所(以下「研究所」という)は、国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第

4条第1項の規定に基づき、社会科学に関する総合研究を行うことを目的とする。

(所長)

第2条 研究所に、所長を置く。

2. 所長は、研究所を代表し、その所務をつかさどる。

(部門)

第3条 研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

私 法

公 法

社会法

政 治

農 業

工 業

財政金融

労 働

ヨーロッパ圏法律

ヨーロッパ圏政治

ヨーロッパ圏経済第一

ヨーロッパ圏経済第二

アメリカ圏政治

アメリカ圏経済

社会主義圏法律

社会主義圏政治

社会主義圏経済

(教授会)

第4条 研究所に、重要な事項を審議するため教授会を置く。

2. 教授会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務部)

第5条 研究所の事務を処理するため、事務部を置く。

2. 事務部に関する事項は、別に定める。

(細則への委任)

第6条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、細則で定める。

附則

この規則は、昭和48年5月15日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。

### 東京大学社会科学研究所機構図

